二　キャリア形成促進助成金の額は、次に掲げる事業主の区分に応じて、次に定める額とする。

イ　前号イに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　一般型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。以下同じ。）以外の職業訓練等をいう。以下同じ。）に限る。）の運営に要した経費並びに一般型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の三分の一の額（その額が、当該一般型訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　三百時間未満　五万円

(ii)　三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii)　六百時間以上　二十万円

(2)　その雇用する被保険者に対して、一般型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。）に四百円を乗じて得た額

ロ　前号ロに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　若年人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに若年人材育成型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の二分の一の額（その額が、当該若年人材育成型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　三百時間未満　五万円

(ii)　三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii)　六百時間以上　二十万円

(2)　その雇用する若年労働者に対して、若年人材育成型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該被保険者一人につき千二百時間を限度とする。）に八百円を乗じて得た額

ハ　前号ハに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　成長分野等人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに成長分野等人材育成型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の二分の一の額（その額が、当該成長分野等人材育成型訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の成長分野等人材育成型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　三百時間未満　五万円

(ii)　三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii)　六百時間以上　二十万円

(2)　その雇用する被保険者に対して、成長分野等人材育成型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該被保険者一人につき千二百時間を限度とする。）に八百円を乗じて得た額

ニ　前号ニに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　グローバル人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びにグローバル人材育成型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の二分の一の額（その額が、当該グローバル人材育成型訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一のグローバル人材育成型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　三百時間未満　五万円

(ii)　三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii)　六百時間以上　二十万円

(2)　その雇用する被保険者に対して、グローバル人材育成型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該被保険者一人につき千二百時間を限度とする。）に八百円を乗じて得た額

ホ　前号ホに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　熟練技能育成継承型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに熟練技能育成継承型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の二分の一の額（その額が、当該熟練技能育成継承型訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の熟練技能育成継承型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　三百時間未満　五万円

(ii)　三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii)　六百時間以上　二十万円

(2)　その雇用する被保険者に対して、熟練技能育成継承型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該被保険者一人につき千二百時間を限度とする。）に八百円を乗じて得た額

ヘ　前号ヘに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　対象認定実習併用職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに対象認定実習併用職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の二分の一の額（その額が、当該対象認定実習併用職業訓練を受けた対象新規採用者又は対象短時間等労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の対象認定実習併用職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　三百時間未満　五万円

(ii)　三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii)　六百時間以上　二十万円

(2)　その雇用する対象新規採用者又は対象短時間等労働者に対して、対象認定実習併用職業訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該対象新規採用者又は対象短時間等労働者一人つき千二百時間を限度とする。）に八百円を乗じて得た額

(3)　その雇用する対象新規採用者又は対象短時間等労働者の一人につき、一の対象認定実習併用職業訓練（実習に限る。）の実施時間数に六百円を乗じて得た額（その額が四十万八千円を超えるときは、四十万八千円）

ト　前号トに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　自発的職業能力開発経費の二分の一の額（その額が、当該自発的職業能力開発を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の自発的職業能力開発の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　三百時間未満　五万円

(ii)　三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii)　六百時間以上　二十万円

(2)　職業能力開発休暇の期間に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（対象者一人につき千二百時間を限度とする。）に八百円を乗じて得た額